

## 日本ヘリコバクター学会代議員の選出について

日本ヘリコバクター学会  
理事長 鈴木 秀和  
役員等選考委員会  
委員長 渡邊 俊雄

一般社団法人日本ヘリコバクター学会定款第18条ならびに細則第2章により、代議員（任期：2026年定時社員総会～2027年定時社員総会まで）の選出を行います。

代議員に新たに立候補を希望される方は、本会代議員2名の推薦を得て、申請書類を下記事務局までご送付下さい。

### 【代議員の申請資格】

代議員の申請資格は、以下の各項のいずれをも満たすものとする。

- (1) 満5年以上引き続き本学会正会員であること。
- (2) 最近5年間のうちで下記条件をすべて満たすこと。  
ただし海外留学期間はこれに含めない
  - ・複数回の学術集会にわたり演題を発表していること（共同発表も可）。
  - ・シンポジウム・パネルディスカッションまたはこれに準ずる講演の演者（共同発表も可），または一般演題を含めて司会の経験があること。
- (3) ヘリコバクターに関する学術論文があること（原著論文に限る。共同著者も可）。なお一編は外国語論文であることが望ましい。
- (4) 臨床系の代議員候補者は代議員申請時に *H. pylori* (ピロリ菌) 感染症認定医であること。

ただし、上記の条件を満たさない場合でも、理事長の推薦により、学会に多大な貢献があるものに代議員の選出資格を与えることがあります。

### 【申請方法】

上記の申請資格を全て満たし、かつ本会代議員2名の推薦がある場合には、代議員候補者として申請ができます。代議員候補者は下記申請書類にご記入の上、本会事務局に提出して下さい。

#### 申請書類

- (1) 新代議員推薦状2通（本会代議員2名の推薦が必要）
- (2) 様式1-1および1-2 新代議員推薦状
- (3) 様式2 本学会学術集会での活動業績
- (4) 様式3 本学会以外でのヘリコバクターに関する発表業績
- (5) 様式4 本学会以外でのヘリコバクターに関する論文業績

### 【提出締切】2026年3月31日（火）当日消印有効

### 【送付先】一般社団法人日本ヘリコバクター学会事務局

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル4F (一財) 口腔保健協会内

TEL 03-3947-8891 FAX 03-3947-8341

※参考

## 一般社団法人日本ヘリコバクター学会 定款第18、19、20条

(代議員の選出及び代議員会)

第18条 代議員は、満5年以上継続した正会員の中から募った候補について、役員等選考委員会で分野別などの考慮を加えて審査、選出し、理事会の決議を経て、社員総会（代議員会、以下同様）の承認を受け選出する。

2) 社員総会は、法人法に規定する社員総会決議事項のほか、次の事項を審議し、議決する。

1 理事会で社員総会案件として議決された事項

2 この定款に抵触しない範囲内において、社員総会で決定された事項

3 その他、当法人の運営に関する重要事項

(代議員の任期)

第19条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選出終了の時までとし、再任を妨げない。

② 代議員で満65歳に達した者は任期終了後、その資格を失う。

③ 代議員が社員総会取消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（同268条）、責任追及の訴え（同278条）及び役員解任の訴え（同284条）を提起している場合（同278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、第5項の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決は有しないものとする。

④ 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

⑤ 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(代議員の資格喪失)

第20条 代議員である正会員が、正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失するものとする。

## 日本ヘリコバクター学会細則第二章

### 第二章 代議員の選出

#### 第2条 代議員の選出資格

代議員の選出資格は、以下の各項のいずれをも満たすものとする。

1) 満5年以上引き続き本学会正会員であること。

2) 最近5年間のうちで本学会での下記条件をすべて満たすこと。

但し海外留学期間はこれに含めない。

・複数回の学術集会にわたり演題を発表していること（共同発表も可）。

・シンポジウム・パネルディスカッションまたはこれに準ずる講演の演者  
(共同演者も可)。または一般演題を含めて司会の経験があること。

3) ヘリコバクターに関する学術論文（原著論文に限る。共同著者も可）があること。なお一編は外国語論文であることが望ましい。

4) 臨床系の代議員候補者は代議員申請時に *H. pylori* (ピロリ菌) 感染症認定医であること。

ただし、上記2)～4) 項を満たさないものでも、学会に多大な貢献があるものを理事長の推薦により代議員の選出資格を与えることができる。理事長推薦による代議員の推薦枠は3名以内とする。

#### 第3条 代議員候補者

代議員候補者とは、第2条の条件を満たす者で、かつ本学会代議員2名の推薦のあるものとする。1代議員が推薦できる代議員候補者は3名以内とする。

#### 第4条 代議員の選出

代議員候補者は、次の手続きを経て代議員に選出される。

1) 代議員の選出とその審査は、社員総会時の年1回とし、その3か月前までに別に定める申請書類を本会事務局に提出する。

2) 前項の申請書類に基づき、役員等選考委員会で審査し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得る。

#### 第5条 代議員の資格喪失

代議員は以下のいずれかに該当する場合には役員等選考委員会で起草し、理事会の決議および社員総会の承認を経てその資格を喪失する。

1) 社員総会に、特別の理由なく連続3回以上欠席した場合

2) 細則第2条の資格基準を満足しない場合

3) 本学会会員としての資格を喪失した場合

4) 本人から辞退の申出があった場合

5) 本学会の名誉を損なう行為があった場合